

群馬県適正化通信 NO. 90(平成28年2月号)

車体表示の徹底について

最近、巡回指導先に向かう道路や、定期的に行っている休日違法駐車パトロール等において、車体表示の無い車両が見受けられます。

会社名や荷主の名前、或いは商品名などが書かれているトラックは「走る広告塔」とも呼ばれています。多くの人々が目にとめている中で、宣伝効果があると同時に、プロドライバーとしての運転マナーも注目されています。

また、車体表示は法律で定められており、事業者や管理者の方は、今一度、自社の全車両について車体表示の確認を行うとともに、車体表示に洩れのないよう管理の徹底をお願いします。

● 道路運送法

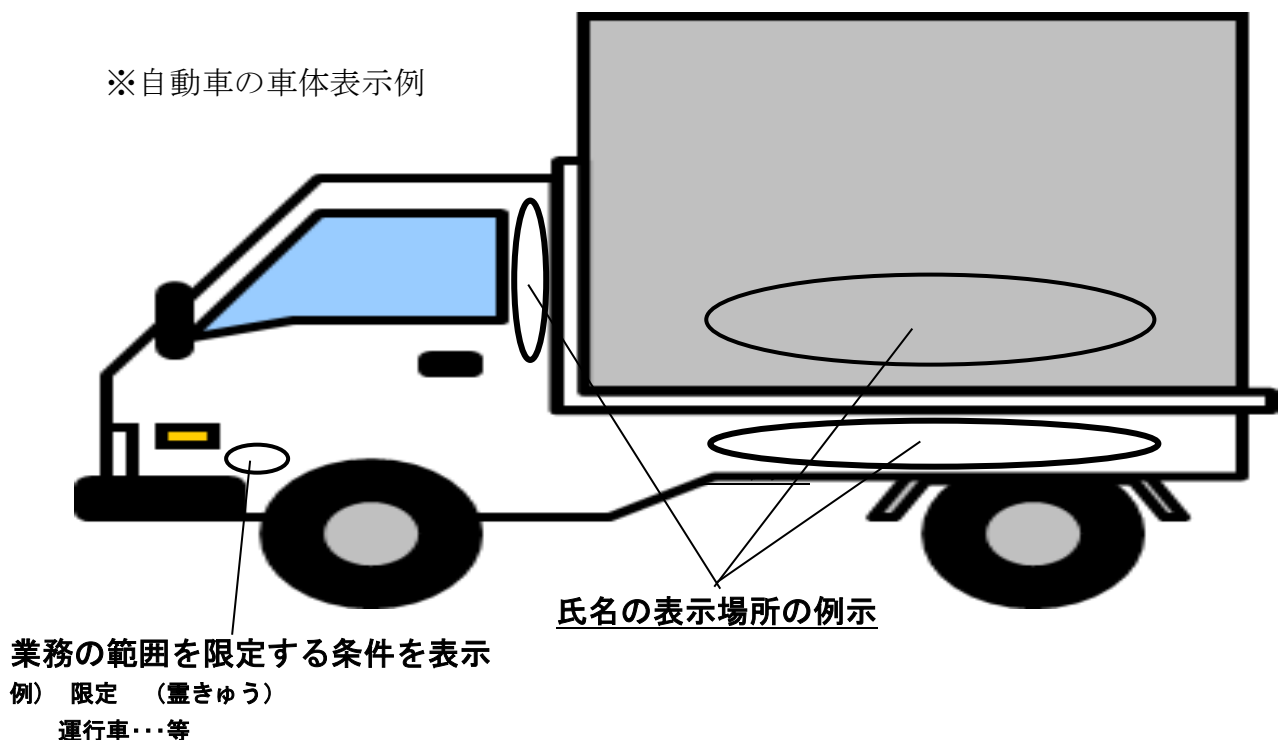
(自動車に関する表示)

第95条 自動車（軽自動車たる自家用自動車、乗車定員10人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。）を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

◎「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」

自動車に関する表示義務違反	初違反	再違反
基準日車等	警告	10日車

※自動車の車体表示例



不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821